

会議の概要（議事録）

| | | |
|---------------|--|--------------------------------------|
| 会議の名称 | (番号) 1-03 | 令和4年度第2回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 |
| 開催日時 | 令和4年8月19日（金） 午前10時から正午まで | |
| 開催場所 | オンライン会議 | |
| 出席者数 | 13名 【委員】 安藤朝規 しもむら 緑 たかはし のりこ 田中 哲 戸井田 光弘 松村 雅生 森田 典子 吉田 大祐 （50音順・敬称略） 【主管課】 総務部総務課長 総務部総務課文書管理係長 総務部総務課文書管理係主任 【事務局】 総務部長 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任（2名） | |
| 会議の公開 （傍聴） | <input checked="" type="checkbox"/> 公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) <input type="checkbox"/> 非公開(傍聴できない) | 傍聴者数 0人 |
| 議題等 | (諮問事項) 個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について | |
| 配付資料 | 【今回追加配付資料】 （参考資料4）「目的外利用及び外部提供の記録」の審議会への報告及び公表のあり方について（検討課題③：補足資料） 資料4追加 検討課題⑪：審議会の設置及び所掌事項 （参考資料5）墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例 【前回配付資料】 資料4 検討課題 （参考資料1）現行条例と改正個人情報保護法の比較 （参考資料2）個人情報の保護に関する法律 （参考資料3）墨田区個人情報保護条例 | |
| 会議概要 | 今般の運営審議会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインによる会議の開催とした。 【諮問事項】 個人情報保護制度等の見直しに向けた考え方について 総務部総務課文書管理係長及び主任による検討課題③の補足及び検討課題⑤から⑪までの概要説明の後、それぞれ種々意見交換を行った結果、区の考え方について、異議はなかった。発言内容については、以下のとおりである。 ≪検討課題③（補足）：利用目的以外の目的のための利用又は提供に係る手続に関する規定≫ （会長） 区が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供は、多くの場合に当審議会の承認を経て | |

会 議 概 要

行ってきた。改正法では、審議会が個別に承認するのではなく、第69条第2項第1号から第4号までに目的外利用及び外部提供をできる場合が規定されており、その解釈により運用することとなる。改正法に目的外利用や外部提供について記録を義務付ける規定はないが、審議会で個別に審議しない分、どのような根拠に基づいて目的外利用及び外部提供がされたかを区独自に記録し、その内容を審議会に報告するとともに区民にも公表する仕組みに変えたいということである。

この検討課題は、後ほど検討課題⑪で議論する改正法の下での審議会の役割にも関係があるため、その審議の際に意見をいただいても構わない。

《検討課題⑤：訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲》

(会 長)

改正法では自己情報開示請求によって開示を受けた自己情報についてのみ、訂正請求及び利用停止請求の対象にすることとしているが、それに加え、現行条例同様、区からの通知により知ることとなった自己情報についても、訂正請求及び利用停止請求の対象にする仕組みにしたいということである。

訂正請求及び利用停止請求の実績はどれくらいあるか。そのうち自己情報開示請求による開示を経ずに請求されたものはあるか。

(総務課文書管理係主任)

平成26年度以降の実績を確認したところ、訂正請求は3件、利用停止請求は1件、削除請求は2件行われている。これらは全て、自己情報開示請求により開示を受けた自己情報に対し請求されたものである。

(会 長)

訂正請求及び利用停止請求がされることは少ないが、事前に通知を受けたものについてわざわざ自己情報開示請求をし、その開示を受けないと、訂正請求及び利用停止請求ができないというのは、なかなか理解が得られないので、順当な条例措置だと思う。

《検討課題⑥：開示決定・訂正決定・利用停止決定の期限》

(委 員)

14日という期間には、土日や祭日は含まれるか。

(会 長)

初日は算入するか。

(総務課文書管理係主任)

14日には、土日と祭日も含まれる。また、初日は不算入である。

(会 長)

改正法では請求日から30日以内と規定されている。多くの自治体ではこれまで請求日から14日以内と規定していたため、改正法に合わせ30日以内とするか、これまで14日以内に決定していたものを延ばすのは適当ではないと考え現行どおりとするか、議論となっている。

区として、原則14日以内又は30日延長して44日以内にほぼ全ての請求に対し決定できているということであれば、より迅速な開示のほうが適当なので、現行どおり14日以内とすることでよいと思う。

(委 員)

特例延長をした場合、請求日から相当の期間で決定をするとあるが、この相当の期間とは、何日でもよいという解釈か。

(会 長)

会議概要

相当の期間とは、請求を処理するのに必要な期間ということである。極端にいうと、請求を処理するのに1年掛かるということであれば、それはそれでやむを得ないということになる。現に国の場合は、情報公開請求の例で、安全保障に関する〇〇の資料など大量の文書を請求されて、月単位でも処理できないということがあった。このように、特に期限は設けず、個別の請求ごとに必要な期間という考え方である。

(委員)

そうであれば一応の期限は設けるが、実情に応じて必要な期間まで決定を延長することが可能になるということか。

(会長)

必要な期間の捉え方が難しく、どういう場合に期間を要するかという考え方次第で議論が生じてくる。

外務省で大量の文書について情報公開請求を受け、職員が数名で対応しても2年近く開示できなかった事案について、裁判所が不作為で違法だと判断したものがある。情報の開示は法的に与えられた義務であるため、実施機関の事務処理体制を理由に、開示までの期間を延長してはならないというのが裁判所の考え方である。このとおり、何が必要な期間といえるかは、突き詰めていくと議論があるが、裁判所は、単に事務処理ができないからという理由だけで、安易に期間延長を認めることはない。

(委員)

今までも自己情報開示請求において延長して対応した事例はあまりないということなので、特例延長が適用されることはあまりないということと理解した。

(会長)

情報公開請求では、〇〇に関する全ての文書という形で大量の文書を請求することがあるため、特例延長を適用する事例があり得るが、個人情報の場合は自分の情報の開示請求であるため、国でも特例延長を適用した事例は極めて少ない。

(総務課文書管理係長)

特例延長を適用する場合、改正法の本来の延長期限である60日以内(※条例で決定期限を14日以内に短縮する場合は44日以内)に決定ができる部分については開示することになっているので、大量の文書についての請求であっても、60日間(※44日間)で処理できる量を基準に、残りの部分について処理に掛かる期間の見通しを立てることができる。そのため、相当の期間が不必要に長くなることはないと考えている。

《検討課題⑦：自己情報開示請求に係る手数料の額》

(会長)

開示請求に係る手数料は無料として、写しの交付に要する費用を請求者の実費負担にするとのことだが、条例上はどの事項を規定するのか。

(総務課文書管理係主任)

条例上規定するのは、開示請求に係る手数料は無料であるという点と、実費負担を求めるといふ点の両方である。

(会長)

請求手数料は、改正法に条例で定めると規定されているため、無料にする場合も条例で規定する必要がある。実費負担についても条例に根拠を置き、その細目は規則等で定めるといふことになるかと思う。

国は請求手数料を徴収しているが、墨田区では国とは異なる形で従来どおり運用したいということであり、これは改正法の解釈としても認められていることである。

会議概要

(委員)

光ディスクの交付費用1枚100円は実費か。その趣旨は何か。

(総務課文書管理係主任)

光ディスク1枚当たりの費用は実費である。調達する費用として100円と定める予定である。

(委員)

100円とする根拠はあるか。

(総務課文書管理係長)

例えば、コピー料金は市場価格を参考に実費相当額として10円を徴収している。光ディスクももちろん大量に買えば1枚当たりの単価は100円より下がると想定されるが、コピー料金のように明確な市場価格がないため、光ディスクでの交付費用を定めている近隣自治体の事例を参考に、100円と定める予定である。これが実費かどうかは意見があると思うが、あくまで実費相当額として、コピー料金と比べ、手間賃も含めた金額となっている。

(会長)

実費の内容としては、資料4のスライド9の「新施行条例への規定について国の説明」欄の※印の記載にもあるとおり、光ディスク1枚の購入費用という意味でなく、開示決定等の通知の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等も含めた処理の経費となっており、本来は100円では足りないものである。国で徴収する手数料を検討したとき、実費相当額を算出した結果、万単位というかなり大きい金額になってしまったことがある。事務的な経費も含めると相当な費用が掛かるため、実際には極めて利用しやすい金額に抑えている。

コピー料金1枚10円というのも、街中にはより安くできる場所があるという意見もあると思うが、行政事務として原本を持ち出した上でコピーするという作業を行うと、実際には1枚10円では済まないと考えられる。

(委員)

交付費用は近隣自治体で足並みをそろえるのか、それとも似たような考えの区を参考にしたのか。

(総務課文書管理係主任)

現行の制度では、東京都内でも光ディスクの交付費用を定めている自治体と、定めていない自治体があり、定めている自治体を参考に金額を設定したところである。現在、本区が把握する限りでは、1枚100円と定めている自治体が一番多く、東京都、新宿区、江東区、大田区、世田谷区、足立区がそのように定めている。そのほか、100円とは異なる金額を定めている自治体もある。

(委員)

100円とは異なる金額を定めている自治体もある中で100円と定めた理由と、光ディスクの交付費用を定めていない自治体もある中で交付費用を定めることとした理由について、検討の過程を説明してほしい。

(総務課文書管理係長)

現状、本区では光ディスクの交付費用を定めておらず、請求者に未開封の光ディスクを用意してもらい、データを格納してから交付するという運用をしており、実費は徴収していないが、光ディスクでの交付を希望する請求がかなり増えてきているため、この機会に明確に交付費用を定めることとした。光ディスクの交付費用を定めていない自治体の中には、そもそも光ディスクによる交付を認めていない自治体もあれば、本区と同じような運用をしてい

会議概要

る自治体もある。現在、本区が把握する限りで、光ディスクの交付費用を100円と定めている自治体以外に、80円と定めている自治体が1区あったほか、300円、400円と規定している自治体が1区ずつある。近隣で光ディスクの交付費用を定めている自治体の中では100円と定めている団体が一番多いため、100円とする方向で考えている。

《検討課題⑧：運用状況の公表》

(会長)

個人情報保護委員会が各自治体等から法の施行状況について報告を受け、概要を公表するが、現行条例と同様に墨田区独自の公表制度も継続したいということである。個人情報保護委員会で一律に公表するといっても限度があると思うので、区民のためには区がその他の必要な情報も併せて、従来どおり公表するのが適切かと思う。

《検討課題⑨：指定管理者への保有個人データの提供の求め》

(会長)

現行条例では、指定管理者に区の規定を準用して、区と同じように個人情報の取扱いを行っていたが、改正法にはそのような規定がなく、指定管理者は民間事業者であるため、改正法の民間事業者に対する規定が適用されることとなり、区に指定管理者が保有する情報を開示請求したとしても、区では対応できなくなる。そのため、条例に規定し、区が指定管理者から個人情報の提供を受けて、区が保有する個人情報として自己情報開示請求を自ら受け、自ら決定できるようにしたいということである。

これは、行政機関等の所掌事務の範囲内で個人情報を保有するという改正法の根幹ともいえるべき保有制限の規定に合致しているのか。

(総務課文書管理係主任)

改正法第61条の保有の制限では、個人情報を保有することができるのは、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限るとされているが、この「法令」には条例及び条例の委任に基づく施行規則も含まれる。「所掌事務」を定める条文に列挙される事務も含まれることから、組織条例及び同条例に基づく組織規則に定められた事務を根拠として、指定管理者を指定した実施機関において、指定管理者から個人情報を取得して区の保有個人情報とすることは問題ないと考えている。

(会長)

指定管理者が保有する情報を区が提供を受けて開示等の処理を行う事務が、所掌事務ということか。それとも指定管理者が行う事務自体が、本来区の所掌事務だという考え方か。

(総務課文書管理係主任)

組織規則において、指定管理制度が導入された施設の所管組織については、当該施設を管理する又は運営することが分掌事務として規定されているため、施設の管理運営という区の事務として取得をするという考え方である。

(会長)

このように条例で規定することは、国の解釈としても可能と示されているか。

(総務課文書管理係主任)

国に照会した結果、可能であるとの回答を得ている。

(委員)

実際に区民が指定管理者や区に対し自己情報開示請求をした事例はあるか。

(会長)

具体的な施設名も挙げて回答されると分かりやすいかと思う。

(総務課文書管理係主任)

会 議 概 要

過去3年の実績を確認したところ、指定管理者が保有する個人情報に対する自己情報開示請求の事例はなかった。

想定される事例についてであるが、指定管理者が管理する保育園で記録された情報は常に区に提出されるわけではないので、例えば保育園しか保有していない自身の子どもの情報の開示を受けたいとなった場合、法定代理人として自己情報開示請求がされると考えられる。この場合、改正法の規定によると、まずは保育園の指定管理者である事業者に請求をすることになるが、条例で規定すれば、区に自己情報開示請求を行い、区が保育園の指定管理者から情報を取り寄せて開示することができる。

(会 長)

現行条例第30条では、区が指定する出資法人に対し、個人情報を保護するための必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならないと規定しているが、法改正後は出資法人に対して、条例ではどのように対応するか。

(総務課文書管理係長)

現行では、条例第30条に基づき、区が個人情報保護に関する規程のモデルを示し、指定する出資法人がそれぞれ規程を整備して対応している。法改正後は、出資法人には法第4章の民間部門のルールが適用され、法第5章の公的部門のルールを準用させるような条例の規定を設けることは認められていない。

指定管理者は、区が公の施設の管理の基準や業務の範囲を当該施設の条例で定めて指定するものであるが、本区が指定する出資法人（土地開発公社、文化振興財団、観光協会、社会福祉事業団、社会福祉協議会、シルバー人材センター、まちづくり公社）は、設立目的に沿って自主的・自立的な経営を行うものであり、両者が全く同じ性質とは考えていない。そのため出資法人には、指定管理者のように自己情報開示請求があった場合に当該情報を区に提出させるようなことは想定していない。

しかし、自治体には、改正法第13条で事業者への支援の措置を講じること、同法第14条で事業者と区民との間で個人情報の取扱いに関して苦情が生じたときは苦情処理のあっせん等の措置を講じることが努力義務として定められているので、必要に応じて区が出資法人に対し一定程度の支援をすることもあると考えている。

(会 長)

自治体によっては、従来どおり出資法人に対する助言や指導の規定を置くことを検討しているところもあり、これについては改正法の許容範囲と考えるところもある。

(委 員)

現行条例第31条において区の職員や実施機関を指定管理者の従事者や指定実施機関と読み替えることで、区に対する条例の規定を指定管理者に適用しているが、今後、指定管理者に自己情報開示請求が直接あった場合は、条例に基づいて指定管理者が開示を行うのか。

(総務課文書管理係主任)

改正法適用後、指定管理者が開示請求が直接あった場合は、改正法第4章の規定に基づき、指定管理者において適切に対応する必要がある。指定管理者が開示請求に慣れていない場合は、区がアドバイスすることもできると考えている。

(会 長)

指定管理者に自己情報開示請求が直接された場合は、民間事業者として改正法に基づいて指定管理者が対応し、区に請求された場合は、指定管理者から個人情報の提供を受けて区が対応するということになるので、相互に意思疎通を図ることができるよう、区から十分に指導する必要がある。

会議概要

〈検討課題⑩：行政機関等匿名加工情報の提供〉

(会 長)

総務省で行政機関非識別加工情報の導入に係る法改正についての検討会に参加したとき、私自身は緩やかな制度を提案したが、行政機関が法的に、強制的に収集している情報であることもあり、かなり厳格な制度ができた。この影響かどうかは不明だが、住宅金融支援機構の融資情報を審査モデルの構築に使いたいという利用が1件あったが、それ以外は利用されていない。

今回の法改正においても、行政機関等匿名加工情報の提案募集制度の導入が任意とされている団体のほとんどが制度を導入せずに様子を見ている中、慌てて墨田区で導入する必要もないと感じている。

(委 員)

資料4に記載された区の考え方として、行政機関等匿名加工情報の利用契約に係る手数料の規定は設けないとある一方で、参考資料1のスライド16では手数料を定める必要があると書かれているがどういうことか。

(会 長)

現時点では、当該制度を導入しないため手数料を定めないが、制度を導入する際には、改めて条例で手数料を定める必要があるということである。

(委 員)

当該制度の実績が蓄積されてから、本区でも導入するかどうかを検討するため、現時点で手数料は定めないということに理解した。

〈検討課題⑪：審議会の設置及び所掌事項〉

(会 長)

来年4月から地方自治体にも改正法が適用され、新しい条例も適用されるため、運用ルールの細則はそれまでに作成することになると思うが、どの組織体で作るのか。

(総務課文書管理係長)

法施行前に定めておくものが中心となるため、現体制の審議会の意見を聴いて3月までに作成したいと考えている。法改正後に施行状況を見てから基準を作成したほうがよいものが出てくれば、4月以降の審議会において新体制で検討する。

(委 員)

条例も改正され新たな運用が始まるので、審議会は引き続き設置するという区の考えには賛成だが、もし審議会がなくなった場合、所掌事項はどこで審議されるのか。

(総務課文書管理係長)

個人情報の分野では、改正法において審議会を必ず設置しなければならないという義務付けの規定はないため、条例改正等の重要事項や運用ルールの細則等を審議会に諮らずに区独自で考えて運用することは可能である。しかし、審議会の所掌事項としては、個人情報だけでなく情報公開や番号法の分野もあり、個人情報の分野においても、区の考えだけでなく専門的な見地から意見をいただいた上で、政策に反映したほうがよいと考えるため、今後も審議会は継続したいと考えている。

(委 員)

参考資料5の墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例を見ると、第2条の第2項で電子計算機の管理運営に伴う区民の基本的な人権の擁護に関すること、第3項で電子計算機の管理運営に係る基本方針に関することが審議会の所掌事項として規定されているが、これらの事項は法改正後、どのように取り扱われるのか。

会議概要

(総務課文書管理係主任)

これらについては、参考資料1のスライド20の記載のほうが分かりやすいかと思うが、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聞くことが特に必要であると認める事項に含まれるため、個別に所掌事項として定めるのではなく、制度の運営に係る重要事項に関することとして審議することになる。

(会長)

改正後の審議会の役割については多くの自治体が悩んでいるところである。国は個別の案件の承認行為を認めておらず、また事後的な報告も個別処理の要件になっているものは認めていない。

これまで多くの自治体で、住民代表の委員が審議会に入り、相当きめ細やかなチェックをしてきた。改正法では、法の解釈は個人情報保護委員会が一律に行い、疑問があったら各自自治体からの照会に対し助言できるよう規定されているが、一律に個人情報保護委員会が仕切って指導するといっても、全国の自治体に対しどこまで目が行き届くのかは疑問であるため、自治体ごとに何らかの目配りは必要と考えられる。多くの自治体で審議会への運用状況の報告を条例で規定することを検討しているが、これを受けて審議会がどのような役割を担うかは未定というのが実態である。審議会を条例にどのように規定し、新条例の下で審議会がどのように運用されるか、区の現時点の考え方はあるか。

(総務課文書管理係長)

これまでの審議会は個別の案件について審議し、第三者機関としてのチェック機能の役割が大きかったが、法改正後は、運用状況として細かい説明を区から受けた上で、それに近い役割を果たしてもらふこととなる。運用状況の報告は事業実施後の報告にはなるが、改正法や個人情報保護委員会の解釈に反しない限り、審議会の意見をその後の事業実施に反映できる場合もあると考えている。

また、これまでの審議会で挙げた意見を参考にして、委員の方がどのような意見を持っているかということ踏まえた上で主管課に指導し、今後の事業実施に反映していきたいと考えている。

(会長)

検討事項からは外れるが、法改正に伴い、経過措置が必要になると思われる。例えば、現行条例で自己情報開示請求が行われて、決定前に改正法が適用される4月1日を迎えた場合や審査請求が途中の場合などの対応は検討しているか。

(総務課文書管理係長)

期間をまたいだ処分、審査請求、罰則の適用等については、新条例の付則において従前の例によると定める経過措置を考えている。法改正後も従前どおり対応できるよう、引き続き他自治体の例を参考にしながら整備していきたい。

(委員)

これまでの審議会での発言を今後の運営に生かしてほしいという気持ちが強い。

法改正後、審議会がどうなるかは分からないが、区民の声を聴く機会をどこかで設けてほしいという希望はあるので、よろしくお願したい。

(会長)

種々意見が出たところではあるが、この諮問について、本日審議した検討課題⑤から⑪までは区の考え方に異議はないか。

(委員一同)

異議なし

| | |
|------|-----------------------------|
| 会議概要 | 会議の概要は、以上である。 |
| 所管課 | 総務部総務課文書管理係（電話03-5608-6241） |